

報告第25号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

損壊事故の損害賠償額決定につき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和5年11月29日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

専決第15号

損害賠償額決定のこと

損壊事故の損害賠償額決定につき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年11月1日専決

明石市長 丸 谷 聡 子

記

- 1 損害賠償額 金 41,000円
- 2 相手方 明石市在住の個人
- 3 事故の内容 令和5年10月25日明石市西明石町5丁目の相手方住宅の敷地内において、市民生活局環境室収集事業課の職員が粗大ごみのバスケットゴール等を収集する際、収集申込みのなかった相手方所有のバスケットゴールを誤って収集及び破砕し、損害を与えたもの。

(提案理由)

本案は、損壊事故の損害賠償額の決定につき、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項第8項の規定により専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告するものである。